

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 1 月 15 日 (金) 第 174 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	告 示	
○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※)		(人事課取扱い) 1
○地域森林計画の決定 (2 件)		(森林経営課取扱い) 2
○地域森林計画の変更 (3 件)		(森林経営課取扱い) 2
○林業種苗法に基づく指定採取源の指定		(森林経営課取扱い) 3
○保安林の指定予定の通知 (2 件)		(森づくり推進課取扱い) 3
○保安林の指定の解除 (2 件)		(森づくり推進課取扱い) 4
○保安林の指定の解除予定 (3 件)		(森づくり推進課取扱い) 5
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示		(森づくり推進課取扱い) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (2 件)		(障害福祉課取扱い) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定 (4 件)		(障害福祉課取扱い) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (4 件)		(障害福祉課取扱い) 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出 (2 件)		(障害福祉課取扱い) 8
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可		(都市計画課取扱い) 9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (3 件)		(鹿児島地域振興局取扱い) 9 (南薩地域振興局取扱い) 10 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定		(熊毛支庁取扱い) 10
公 告	告 示	
○落札者等の公告		(県立鹿児島養護学校取扱い) 10
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○政治団体の名称等の公表		(選挙管理委員会取扱い) 11
○海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数 (※)		(選挙管理委員会取扱い) 13

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 1 号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第 1 条の 4 に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第 7 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 7 条の 2 中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 1 条の 4 の規定により読み替えられた同令第 36 条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第 23 条中「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員退職手当支給規則附則第 4 項の規定は、令和 2 年 5 月 1 日以降に退職した者について適用する。

告 示

鹿児島県告示第 17 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により始良地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
始良森林計画区（霧島市、始良市及び始良郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第 18 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により熊毛地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第 19 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により奄美大島地域森林計画（平成 29 年 1 月 13 日鹿児島県告示第 14 号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第 20 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成30年1月12日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成31年1月15日鹿児島県告示第16号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
南薩森林計画区（鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び鹿児島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第22号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により，次のとおり指定採取源として指定する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
2-1	令和3年1月15日	普通母樹林	すぎ	霧島市福山町福沢字国師畑4382番3	684本 0.2417ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町福山5145番地43
2-2	令和3年1月15日	普通母樹林	すぎ	霧島市福山町福沢字国師畑4407番	285本 0.1094ヘクタール	砂田早月 霧島市福山町福山4930番地63

鹿児島県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市東郷町鳥丸字石ノ元784番1，字洞木837番16，字宇都848番11
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町紫尾字休場3148番1, 3148番4, 3171番, 3173番1, 3173番3, 3175番2から3175番4まで, 3175番29

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

南九州市川辺町神殿字古殿堀38番1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1・山川福元字辺田5762番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第30号

令和2年12月11日鹿児島県告示第1076号（以下「告示第1076号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を龍郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不明な者の氏名
小牧シク江
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡龍郷町久場字阿丹崎877番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第1076号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
安楽薬局	志布志市志布志町安楽52番地 5	令和2年 12月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
昭和会クリニック	鹿児島市下竜尾町2番6号	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町43番25号	令和3年 1月1日	精神通院医療
上町いまきいれ病院	鹿児島市下竜尾町4番16号	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
なのはな薬局	指宿市東方8714番22	令和3年 1月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
南国タケシタ薬局二中通り店	鹿児島市高麗町43番26号	令和3年 1月1日	精神通院医療
クローバ薬局高麗	鹿児島市高麗町41番23号ファミネス大重1階1号	令和3年 1月1日	精神通院医療
かもめ薬局	枕崎市港町117番地	令和3年 1月1日	精神通院医療
安楽薬局	志布志市志布志町安楽52番地5	令和3年 1月1日	精神通院医療
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社 Bridge	滋賀県大津市追分町14-7	訪問看護ステーションアンバー	鹿児島市山田町155番1-4号棟	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人左右	志布志市志布	志布志訪問看	志布志市志布	令和2年	育成医療・更

会	志町志布志一 丁目11番12号	護理ハビリス テーション	志町志布志一 丁目13番1号	12月1日	生医療
---	--------------------	-----------------	-------------------	-------	-----

鹿児島県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
さくら通りクリニック	出水市平和町228	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
みほし薬局	霧島市国分中央四丁目2634-1	令和3年 1月1日	育成医療

鹿児島県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
吉野中央薬局	鹿児島市吉野町2286番地3	令和3年 1月1日	精神通院医療
今村薬局	鹿児島市西伊敷四丁目16番1号	令和3年 1月1日	精神通院医療
西陵薬局	鹿児島市西陵二丁目1-20	令和3年 1月1日	精神通院医療
なのはな薬局	指宿市東方8714番22	令和3年 1月1日	精神通院医療
田布施薬局	南さつま市金峰町尾下2745番地1	令和3年 1月1日	精神通院医療
マリン薬局	出水市平和町335番2	令和3年 1月1日	精神通院医療
出水郡薬剤師会高尾野会営薬局	出水市高尾野町大久保3816番地39	令和3年 1月1日	精神通院医療
霧島市民薬局	霧島市国分中央三丁目38番16号	令和3年 1月1日	精神通院医療
寿八丁目薬局笠之原店	鹿屋市笠之原町27番23号	令和3年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
グリーンバードクリニック 鹿屋市輝北町市成2119番地 2	名称	みどり明星クリニック	グリーンバードクリニック	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
下荒田調剤薬局 鹿児島市下荒田一丁目20番 8号102	所在地	鹿児島市下荒田一丁目20番 26号	鹿児島市下荒田一丁目20番 8号102	精神通院医療
南部調剤薬局 大島郡瀬戸内町阿木名1975 番地	所在地	大島郡瀬戸内町古仁屋松江 15番地	大島郡瀬戸内町阿木名1975 番地	精神通院医療

鹿児島県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年1月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 伊集院都市計画下水道事業
 - (2) 名称 日置市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和53年1月9日から令和8年3月31日まで（変更前令和3年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年1月15日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者		指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名		

多機能型事業所 ハビステ吹上	日置市吹上町小 野1212番地	株式会社ハンズ ウェル	日置市吹上町小 野1212番地	坂之上竜治	令和 3 年 1 月 1 日	居宅訪問 型児童発 達支援・ 保育所等 訪問支援
-------------------	--------------------	----------------	--------------------	-------	-------------------	--------------------------------------

南薩地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 15 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
すぎの子	南さつま市金峰 町大坂3873番地 1	特定非営利活動 法人地域サポー トみどりの風	南さつま市金峰 町大坂2664番地 2	濱上 悦子	令和 3 年 1 月 1 日	放課後等 デイベー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 15 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
多機能型通所支 援事業所スペー ス	霧島市国分広瀬 二丁目40番13号	アリア合同会社	霧島市隼人町東 郷461番地9	荒田 龍	令和 3 年 1 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イベー ビス・保 育所等訪 問支 援

熊毛支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 15 日

熊毛支庁長 谷口浩一

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービ スの種 類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グループホーム 太陽	熊毛郡中種子町 野間5206番地1	特定非営利活動 法人こすも	西之表市安城 3680番地350	松岡 勝廣	令和 3 年 1 月 1 日	短期入所

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 1 月 15 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 福田雅紀

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立鹿児島養護学校通学バス運行業務） 一路線
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立鹿児島養護学校
鹿児島市吉野一丁目42番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
南九州観光バス有限会社
鹿児島市中山町1042番地1
- 5 落札金額
15,273,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年12月4日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和3年1月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上順二後援会	井上 順二	井上 順二	始良郡湧水町米永656-1	令和2年12月23日
うえの俊市後援会	湯下 吉郎	小永田 浩	薩摩郡さつま町虎居5594	令和2年12月2日
遠藤建次郎後援会	遠藤 建次郎	遠藤 建次郎	西之表市現和4004-5	令和2年12月1日
川畑こういち後援会	市 吉光	伊地知 亮太	大島郡和泊町和泊456	令和2年12月24日
杉為昭後援会	杉 為昭	杉 為昭	西之表市伊関505-1	令和2年12月3日
すすめ登志朗後援会	町田 義彦	川畑 宏一	大島郡和泊町和泊3-7	令和2年12月24日
長倉浩二後援会	長倉 浩二	田麦 雅之	日置市日吉町日置341番地1	令和2年12月21日
橋之口富雄後援会	橋之口 富雄	橋之口 富雄	薩摩郡さつま町柏原1935	令和2年12月2日

- 2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	金子 万寿夫	会計責任者の氏名	里 栄作	里 不二男	令和2年11月2日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青木りゅうこ後援会	今給黎 明尊	主たる事務所の所在地	鹿児島市中山一丁目21-17	鹿児島市荒田一丁目41-1	令和2年12月15日
帯田やすみち後援会	平野 哲寛	主たる事務所の所在地	薩摩川内市樋脇町市比野2565	薩摩川内市樋脇町市比野2166	令和2年12月1日
杉ためあき後援会	杉 為昭	政治団体の名称	杉ためあき後援会	杉為昭後援会	令和2年12月23日
塗木弘幸後援会	堀之内 和矢	代表者の氏名	堀之内 和矢	塗木 達郎	令和2年12月5日
まつかぜの会	福元 修三郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市紫原三丁目3番10号	鹿児島市荒田一丁目16番18号	令和2年12月4日
松永のりよし後援会	上ノ町 仁	主たる事務所の所在地	鹿児島市紫原三丁目3番10号	鹿児島市荒田一丁目16番18号	令和2年12月4日
松永のりよし後援会範友会	松永 範芳	主たる事務所の所在地	鹿児島市紫原三丁目3番10号	鹿児島市荒田一丁目16番18号	令和2年12月4日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
梅北幸男後援会	鹿屋市串良町有里7434番地17	新保 孝一	令和元年12月31日
女性知事を実現する会	鹿児島市下荒田一丁目25-4	徳満 正守	令和2年12月10日
永山伸一後援会	薩摩川内市東郷町宍野1538-2	永山 伸一	令和2年11月30日
野呂正和後援会	霧島市隼人町内山田3-2-41	神田 嘉延	令和2年12月10日
前田しゅうじ後援会	霧島市牧園町下中津川1479	前田 終止	令和2年6月30日
前田しゅうじ後援会前進会	霧島市牧園町下中津川1479	前田 終止	令和2年6月30日
まつかぜの会	鹿児島市紫原三丁目3番10号	福元 修三郎	令和2年12月25日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
松永 範芳	松永のりよし後援会範友会	主たる事務所の所	鹿児島市紫原三丁目3番10号	鹿児島市荒田一丁目16番18号	令和2年12月4日

	所在地	
5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体		
届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
前田 終止	前田しゅうじ後援会前進会	令和2年6月30日

鹿児島県選挙管理委員会告示第5号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により従前の例によるものとされた同法による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、令和2年1月17日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第3号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

令和3年1月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島海区 1,718人
熊毛海区 120人
奄美大島海区 352人